

用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第十条第五項に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合（当該特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当する場合には、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合）を乗じて計算した金額（以下この条において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定設備等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

三 政令で定める海上運送業を営む個人	二 省 略	個 人	資 産	割 合
当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定め	省 略	一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供する個人（畜産業を営む個人については、政令で定めては、政令で定める個人に限る。）	当該機械その他の減価償却資産（新設又は増設に係るもの）のうち政令で定めるものの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるものを除く。）	百分の十四（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十）
百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外	省 略	二 同 上	一 同 上	百分の十四（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十）

三 同 上	二 同 上	個 人	資 産	割 合
当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶及び機械その他の	同 上	同 上	同 上	百分の十六（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十二）
百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外	同 上	二 同 上	一 同 上	百分の十六（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十二）

る船舶

国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

設備

国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）のものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。）

2・3 同 上

（地震防災対策用資産の特別償却）

第十一条の二 青色申告書を提出する個人でその施設等につき地震防災のための対

（地震防災対策用資産の特別償却）

第十一条の二 青色申告書を提出する個人でその施設等につき地震防災のための対

策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は当該地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 省略

（事業革新設備の特別償却）

第十一条の四 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたものが、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日から平成十九年三月三十日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この条において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業革新設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に

策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は当該地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の九（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 同上

（事業革新設備の特別償却）

第十一条の四 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたものが、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日から平成十七年三月三十日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この条において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業革新設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に

記載されたものである場合には百分の四十とする。)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業革新設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一四省略

2・3省略

(特定電気通信設備等の特別償却)

第十一条の六 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十八年五月三十一日(同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日)までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この条において「特定電気通信設備等」という。)を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電気通信設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電気通信設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

記載されたものである場合には百分の四十とする。)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業革新設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一四同上

2・3同上

(特定電気通信設備等の特別償却)

第十一条の六 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この条において「特定電気通信設備等」という。)を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電気通信設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電気通信設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	資産	割合
一 有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する個人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の五(有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては

同一	個人	資産	割合
	同上	百分の六(有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては	

2・3 省略	二省略	省略	省略	、百分の十)
--------	-----	----	----	--------

(商業施設等の特別償却)

第十一条の七 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十九年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とそこの取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

二省略	個人	資産	割合	
省略	一 中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）第六条に規定する中小小売商業者をいふ。）に該当する個人	同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八	
省略				

2・3 同上	二同上	同上	同上	、百分の十)
--------	-----	----	----	--------

(商業施設等の特別償却)

第十一条の七 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十七年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とそこの取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

二同上	個人	資産	割合	
同上	一 中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）第六条第一号に規定する中小小売商業者をいふ。）に該当する個人	同条に規定する認定計画のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	同上	
同上				

(製造過程管理高度化設備等の特別償却)

第十一条の八 青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第七十一号)の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十(建物及びその附属設備については、百分の五)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 省 略

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第十二条 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。)を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に

(製造過程管理高度化設備等の特別償却)

第十一条の八 青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第七十一号)の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十(建物及びその附属設備については、百分の五)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 同 上

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第十二条 同 上

算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

四六省略	二省略	一 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区	事業
省略	省略	製造の事業	資産
省略	省略	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	割合
省略	省略	百分の十（建物及びその附属設備については、百分の六）	百分の十一（建物及びその附属設備については、百分の六）

四六同上	三同上	一 同上	事業
同上	同上	同上	資産
同上	同上	百分の十一（建物及びその附属設備については、百分の六）	百分の十一（建物及びその附属設備については、百分の六）
同上	（七）	百分の十一（建物及びその附属設備については、百分の六）	百分の十一（建物及びその附属設備については、百分の六）

(医療用機器等の特別償却)

第十二条の二 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該医療用機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該医療用機器等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・三 省 略

2・3 省 略

(特定医療用建物の割増償却等)

第十二条の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、病院又は診療所のうち医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

(医療用機器等の特別償却)

第十二条の二 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該医療用機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該医療用機器等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・三 同 上

2・3 同 上

(特定医療用建物の割増償却等)

第十二条の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、病院又は診療所のうち医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該個人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項及び第六項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該建替え病院用等建物（第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該建替え病院用等建物の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4-7 省 略

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第十三条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十八年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、その年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうちその年又はその年の前年以前五年内の各年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（以下この条において「

3 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該個人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項及び第六項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該建替え病院用等建物（第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該建替え病院用等建物の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4-7 同 上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第十三条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十八年四月一日から平成十七年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、その年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうちその年又はその年の前年以前五年内の各年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（以下この条において「

機械装置等」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十四(当該機械装置等のうち工場用の建物及びその附属設備については、同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の百分の三十二)に相当する金額にその年の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2-1-7 省略

(経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却)

第十三条の二 青色申告書を提出する個人が、適用年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者に該当し、かつ、当該適用年において同項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合には、当該適用年の十二月三十一日において当該個人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附屬設備(以下この条において「機械設備等」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十七に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2-1-7 同上

(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却)

第十三条の二 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産(以下この条において「機械設備等」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十七に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人が、適用年の十二月三十一日において中小企業経営革新支援法第二条第一項に規定する中小企業者で同法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等(以下この号において「特定組合等」という。)の構成員(当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者うち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。)であるものに該当し、かつ、その年において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附

属設備

2 前項に規定する適用年とは、同項に規定する承認のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年をいう。

3・4 省略

(農業經營改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十（当該資産が第三号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人（現に農業を営む者に限る。）が、平成四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業經營改善計画（以下この号及び次号において「農業經營改善計画」という。）に係る同条第四項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合、農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附屬設備並びに生物（当該個

二 当該個人が、適用年の十二月三十一日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する經營基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者に該当し、かつ、当該適用年において同項に規定する指定業種に属する事業で当該經營基盤強化計画に係るものをして営む場合として政令で定める場合の機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附屬設備

2 前項に規定する適用年とは、同項各号に規定する承認のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年をいう。

3・4 同上

(農業經營改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十（当該資産が、第二号に定める資産である場合には、百分の三十三とし、第三号に定める資産である場合には百分の十二とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人（現に農業を営む者に限る。）が、平成四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業經營改善計画（以下この号及び次号において「農業經營改善計画」という。）に係る同条第四項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合、農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他政令で定めるものを含む。）、建物及びその附屬設備並びに生物（当該個

人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業經營改善計画（以下この号において「新農業經營改善計画」という。）に係る適用年につては、当該減価償却資産のうち当該新農業經營改善計画に係る次項第一号に規定する適用開始年の一月一日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イイニ 省略

二 当該個人（新たに農業を開始しようとする者に限る。）が、平成四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に農業經營改善計画に係る認定を受けた者で、当該農業經營改善計画に従つて取得等をした農用地において農業を開始したことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として當む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附屬設備並びに生物（当該個人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業經營改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

三 省略

2-4 省略

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第十四条 個人が、平成七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「特定優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は特定優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該特定優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百十五（当該特定優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百二十）に相当する金額とする。

人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業經營改善計画（以下この号において「新農業經營改善計画」という。）に係る適用年につては、当該減価償却資産のうち当該新農業經營改善計画に係る次項第一号に規定する適用開始年の一月一日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イイニ 同上

二 当該個人（新たに農業を開始しようとする者に限る。）が、平成四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に農業經營改善計画に係る認定を受けた者で、当該農業經營改善計画に従つて取得等をした農用地において農業を開始したことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として當む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附屬設備並びに生物（当該個人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業經營改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

三 同上

2-4 同上

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第十四条 個人が、平成七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「特定優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は特定優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該特定優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百二十一（当該特定優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百二十八）に相当する金額とする。

2 個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

の施行の日から平成十九年三月三十日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間を除く。）に限り、当該高齢者向け優良賃貸住宅（その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものとの百分の百三十六（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十）に相当する金額とする。

3 個人が、平成十五年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日の属する年ににおける当該個人の不動産所得の金額の計算上、当該賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項から第五項までにおいて「改良優良賃貸住宅」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該改良優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4-6 省略

（特定再開発建築物等の割増償却）

第十四条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和六十年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は

2 個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

の施行の日から平成十七年三月三十日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間を除く。）に限り、当該高齢者向け優良賃貸住宅（その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものとの百分の百三十六（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十）に相当する金額とする。

3 個人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日の属する年ににおける当該個人の不動産所得の金額の計算上、当該賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項から第五項までにおいて「改良優良賃貸住宅」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該改良優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4-6 同上

（特定再開発建築物等の割増償却）

第十四条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和六十年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は

特定再開発建築物等を新築して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定再開発建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該特定再開発建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百十（当該特定再開発建築物等が次項第二号又は第三号に掲げる建築物である場合には、百分の百五十）に相当する金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定再開発建築物等の償却費として同項第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第四号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 省 略

三 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

四 省 略

五 首都圈整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第一百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第一百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るために雨水を貯留し、又は浸透する構築物で政令で定めるもの

3・4 省 略

（倉庫用建物等の割増償却）

特定再開発建築物等を新築して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定再開発建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該特定再開発建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百十（当該特定再開発建築物等が次項第三号に掲げる建築物である場合には、百分の百五十）に相当する金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定再開発建築物等の償却費として同項第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 同 上

一 同 上

二 都市再開発法第一百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第一百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三 同 上

四 同 上

五 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第一百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第一百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るために雨水を貯留する構築物で政令で定めるもの

3・4 同 上

（倉庫用建物等の割増償却）

第十五条 青色申告書を提出する個人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第二百二十一号）第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（以下この条において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用される特種流通業務施設であるものに限る。以下この条において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額を計算して必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 省略

第十六条から第十八条まで 削除

第十六条及び第十七条 削除

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第十八条 青色申告書を提出する個人が、次の各号に掲げる法人に対し、平成十七年三月三十日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の金額の計算上、その支出した金額につき必要経費に算入する金額は、所得税法第五十条第一項の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に対応する部分の金額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十五条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（以下この条において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額を計算して必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

定による承認を受けた鉱工業技術研究組合 その者の営む事業に関連する同条
第二項に規定する費用

- 二 沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業
経営革新支援法（以下この号において「読み替え後の中小企業経営革新支援法」
という。）第四条第一項に規定する経営革新計画（中小企業経営革新支援法第
二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められてい
るものに限る。）に係る読み替え後の中小企業経営革新支援法第四条第三項の承
認を受けた沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等 読替え後の
中小企業経営革新支援法第四条第二項第五号に規定する負担金
- 三 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第六条第一項に規定する
試験研究計画に係る同項の認定を受けた同法第四条第一項に規定する法人 同
法第十一條第一項に規定する負担金
- 2 第十一條第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十九条 個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上
上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産に
ついては、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 第十条の二から第十三条の六まで、第十四条から第十五条の四まで又は第十一
条の六から第十五条までの規定

二 省略

（特定灾害防止準備金）

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、
平成三年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間内の日の属する各年（
事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設
(以下この項において「特定施設」という。)に係る当該各号の下欄に掲げる費用
の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき積立限度額以
下の金額を特定灾害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は
、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

個	人
施	設
費	用

個	人
施	設
費	用

（特定灾害防止準備金）

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、
平成三年四月一日から平成十七年三月三十日までの期間内の日の属する各年（
事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設
(以下この項において「特定施設」という。)に係る当該各号の下欄に掲げる費用
の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき積立限度額以
下の金額を特定灾害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は
、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一～三 省略

省略

省略

2～8 省略

2～8 同上

一～三 同上

同上

同上

(日本国際博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、平成十四年から平成十七年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、出展費用等の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二 平成十八年三月二十四日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における日本国際博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日にお

ける日本国際博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

- 4 第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及び翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は適用しない。

- 5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを「月」とする。

- 6 第二十条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
7 第二十条第六項から第八項までの規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の日本国際博覧会出展準備金に係る事業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは、「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき又はその年十二月三十一日までに第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第七項中「相続人が」とあるのは「相続人が」と、「青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）

第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から平成二十年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）

第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から平成十七年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却

した肉用牛がすべて免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

217 省略

（社会保険診療報酬の所得計算の特例）

第二十六条 省略

2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百四十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることを証明せられたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる

した肉用牛がすべて免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

217 同上

（社会保険診療報酬の所得計算の特例）

第二十六条 同上

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、身体障害者福祉法、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定めることとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明せられたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支

被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二・五 省 略

六 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

3・4 省 略

（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例）

第二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第 号）

）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約（以下この条において「組合契約」という。）を締結している組合員である個人が、各年において、当該組合契約に基づいて営まれる事業（以下この条において「組合事業」という。）から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合において当該組合事業によるこれらの所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額のうち当該組合事業に係る当該個人の出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

2 組合契約を締結している組合員である個人で確定申告書を提出するものは、確定申告書に当該個人の前項に規定する出資の価額を基礎として計算した金額に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該書類の提出があつたときは、この限りでない。

3 組合契約を締結している組合員である個人は、前項の確定申告書を提出する場合を除き、財務省令で定めるところにより、その年中の組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得に係る同項の書類を、その年の翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならない。

41 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

二・五 同 上

3・4 同 上

給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付又は医療の給付